調　達　公　告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月29日

境港管理組合港湾管理委員会事務局長　岩下　久展

１.調達内容

（１）業務の名称及び数量

江島大橋凍結防止剤自動散布機保守点検業務　一式

（２）業務の仕様

入札説明書による。

（３）業務の期間

契約締結日から令和９年３月25日（木）まで

（４）業務場所

松江市八束町江島～境港市渡町

（５）入札方法

入札は、紙入札により行い、郵便等による入札を認める。

なお、契約にあたっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税等の額を記載すること。

２.入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）本件調達の公告日から起算して過去10年以内において、鳥取県内又は島根県内において設置型の凍結防止剤自動散布機の保守点検業務を行った実績がある者であること。

（３）中国地方管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に事務所又は事業所を有する者であること。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（５）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、島根県が行う入札について指名停止措置を受けていないこと。

（６）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

３.契約担当課

境港管理組合総務課

４.入札手続等

（１）入札の手続に関する問合せ先

〒684-0004　鳥取県境港市大正町215番地

境港管理組合　総務課　総務第２係

電話　0859-42-3705　電子メール　sakai-port@pref.tottori.lg.jp

（2）業務の仕様に関する問合せ先

〒684-0004　鳥取県境港市大正町215番地

境港管理組合　工務課

電話　0859-42-3707

（3）入札説明書等の交付方法

入札説明書は、境港管理組合のホームページから入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和8年10月29日（木）から同年11月11日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ　交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札の可否

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和8年11月12日（木）午前10時即時開札。

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年11月11日（水）午後5時とする。

イ　場所

〒684－0004 鳥取県境港市大正町215番地

境港管理組合　入札室

5.入札参加者に要求される事項

（1）入札は、紙入札により行うこと。

（2）入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（3）本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年 11 月9日（月）午後3時までに、郵便等（必着）又は持参により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（4）入札者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6.入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載された金額の 100 分の5以上の金額を境港管理組合の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、境港管理組合会計規則（昭和39年境港管理組合規則第1号。以下「会計規則」という。）第101条において準用する会計規則第90条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 100 条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア　保証会社との間で境港管理組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ　２の入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年１月 30 日付発出第 36 号）又は島根県が定める物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第４号）に基づく入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 90 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 89 条第３項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7．その他

（1）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 104 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、落札となるべき最低価格の入札を行った者が２以上あるときは、政令第 167 条の９の規定に基づき、くじ抽選により落札者を決定する。この場合において最低価格者がくじを引くことができない又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は、入札説明書による。